

(案)

×神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

××令和8年 月 日

神奈川県教育委員会

教育長×花×田×忠×雄×

神奈川県教育委員会規則第 号

×××神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

×神奈川県立の図書館の利用等に関する規則（昭和45年神奈川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

×第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

×第6条第2項中「図書館カード」を「図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。

×第8条の見出し、同条第2項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第3号中「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

×××附×則

×この規則は、公布の日から施行する。